

報告第 1 4 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 8 月 31 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

| 専決年月日 | 損害賠償の額 | 損害賠償の相手方 | 事件の概要 | 和解事項 |
|---------------------|-----------|----------------|---|---|
| 平成 28 年 7 月 8 日 | 7,000 円 | ■■■■■ ■■■■■ | 平成 28 年 6 月 22 日午前 7 時 20 分頃、相手方が原動機付自転車を運転し石川河川敷内管理用道路を南から北へ進行中、道路に陥没があり、後輪が陥没箇所にはまったため、後輪ホイールが損傷したもの。 | (1) 本件事故の責任割合については、市を 70%、相手方を 30%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 |
| 平成 28 年 7 月 28 日 | 253,800 円 | ■■■■■ ■■■■■ | 平成 28 年 7 月 7 日午前 7 時頃、羽曳野市公共下水道本管が閉塞したことにより、羽曳野市桃山台 2 丁目の相手方建物内において汚水が溢れ、同建物を汚損したもの。 | (1) 本件事故の責任割合については、市を 100%、相手方を 0%とする。 (2) 本市は、相手方に対し事故に関する一切の損害賠償金として上記金額を支払う。 (3) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。 |